第

6039

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 9月 11日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

義援金の税務上の取扱い

○ :集中豪雨で被害を受けられた方に義援 金を送ろうと思います。どのような取扱いに なりますか?

A:次のようになります。

【解説】

被災地に対する義援金は、税務上、次のよ うに取り扱われます。

- ①被災地の地方公共団体に設置された災害対 策本部に対して義援金を支払った場合 その義援金は、「国等に対する寄附金」に 該当し、その全額が損金の額に算入されま す。
- ②日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金 会が被災者への支援を目的として設置した 専用口座に対して義援金を支払った場合 その義援金が最終的に義援金配分委員会等 に対して拠出されることが募金趣意書等に おいて明らかにされているものであるとき は、「国等に対する寄附金」に該当し、そ の全額が損金の額に算入されます。
- ③被災地の救援活動や被災者への救護活動を 行っている認定NPO法人に対して義援金 を支払った場合

法人が、認定NPO法人等に対する寄附金 として支払った義援金は、特定公益増進法 人に対する寄附金に含めて損金算入限度額 を計算し、その範囲内で損金の額に算入さ れます。なお、認定NPO法人以外の法人 等に対して支払った義援金は、特定公益増 進法人に対する寄附金又は一般の寄付金と して、限度額内で損金に算入できます。







